



長野県報

5月12日(木)
平成17年
(2005年)
第1658号

目次

規則

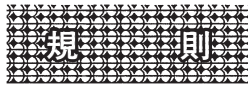
私立学校等の設置の手続等に関する規則の一部改正(教育振興課私学教育振興室) 1

告示

- 事務処理規則に基づき平成17年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政システム改革チーム) 2
- 地方バス運行対策費補助金交付要綱の一部改正(交通政策課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の名称の変更(厚生課) 3
- 生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課) 3
- 生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課) 4
- 理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会(食品環境課) 5
- 訓練手当支給要綱の一部改正(雇用・人材育成課) 5
- 昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会) 6
- 長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) 6

公告

- 平成17年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験(高齢福祉課) 7
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 9
- 家畜伝染病発生の報告(2件)(畜産課) 9
- 県営土地改良事業計画の縦覧(土地改良課) 9
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築管理課) 10
- 土地改良区役員の退任の届出(土地改良課) 10
- 土地改良区役員の就退任の届出(土地改良課) 10
- 土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課) 10
- 開発行為に関する工事の完了(3件)(建築管理課) 11
- 平成17年度長野県職員採用上級試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局) 11
- 平成17年度長野県警察職員採用上級試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局) 15



私立学校等の設置の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 5月12日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第44号

私立学校等の設置の手続等に関する規則の一部を改正する規則

私立学校等の設置の手続等に関する規則(昭和59年長野県規則第

2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、身分証明書及び教育職員免許状の写し」を「及び校長が法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改める。

別表第1の1の項中「身分証明書」を「その者が法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改める。

別表第2の4の項中

- 「(3) 変更後2年間の事業計画書及び収支予算書
- (4) 専修学校の収容定員に係る学則変更の場合にあつては、別表第1の1の項の(4)から(6)まで及び(8)から(11)までに掲げる書類

を

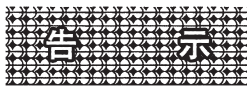
- (3) 専修学校の収容定員に係る学則の変更の場合にあつては、別表第1の1の項の(4)から(6)まで及び(8)から(11)までに掲げる書類並びに変更後2年間の事業計画書及び収支予算書
- (4) 各種学校の課程の設置に係る学則の変更の場合にあつては、別表第1の1の項の(1)、(2)及び(4)から(13)までに掲げる書類(決議録を除く。)

に改める。

附 則

この規則は、平成17年5月13日から施行する。

教育振興課私学教育振興室



長野県告示第238号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の5の(2)の規定により、平成17年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

元気な学校林プロジェクト推進事業補助金交付要綱(平成17年4月21日付け17林振第55号林務部長通知)の規定に基づく補助金
森の学校モデル事業補助金交付要綱(平成17年5月2日付け長野

長野県告示第240号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
佐久町立千曲病院	南佐久郡佐久町大字高野町328	平成17年3月19日
浅科村国民健康保険診療所	北佐久郡浅科村大字塩名田570番地	平成17年3月31日
榑川村国民健康保険診療所	木曾郡榑川村大字平沢1451番地138	平成17年3月31日
須澤クリニック	南安曇郡穂高町大字穂高617	平成17年3月31日
四賀村錦部歯科診療所	東筑摩郡四賀村大字七嵐85番地	平成17年3月31日
四賀村国保直営会田病院	東筑摩郡四賀村大字会田1535番地の1	平成17年3月31日
安曇村大野川診療所	南安曇郡安曇村3992-1	平成17年3月31日
快生堂薬局	東筑摩郡麻績村麻3895-7	平成17年3月31日
木島平クリニック	下高井郡木島平村大字穂高3104番地1	平成17年3月31日
たまご薬局	松本市松原42-13アップルランド寿店内	平成17年3月31日
山田小児科内科医院	松本市大字笹賀7490番地2	平成17年3月31日

県告示第237号)の規定に基づく補助金

行政システム改革チーム

長野県告示第239号

地方バス運行対策費補助金交付要綱(平成14年長野県告示第21号)の一部を次のように改正し、平成17年度の補助金から適用します。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

別表第2の2中

主として生活交通路線を運行する車齢5年以上のバス車両の代替購入に要する経費。ただし、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第57条の承認を受けたバス車両にあっては、その使用期間を超えた当該バス車両の代替購入に要する経費とする。

を

主として生活交通路線を運行する車齢5年以上のバス車両の代替購入(車両本体及び生活交通路線の運行に必要な附属品の購入をいう。以下同じ。)に要する経費。ただし、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第57条の承認を受けたバス車両にあっては、その使用期間を超えた当該バス車両の代替購入に要する経費とする。

に、「1,500万円」を「1,450万円」に改める。

交通政策課